

令和2年度病原体等の運搬技術講習会実施要領

1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき実施される感染症発生動向調査事業等における病原体又は病原体検査のための検体の運搬については、運搬事業者も利用しつつ実施されており、その際の包装等に係る遵守事項は、「感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について」

（令和2年4月14日付け健感発0414第6号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「留意事項通知」という。）で示されているところである。

本講習会では、府内の医療機関、衛生検査所等（以下、「検体送付機関」という。）が、病原体等の検体を適切かつ安全に送付することができるよう、必要な包装に係る知識及び技能について講習を行うとともに、検体送付機関が日本郵便株式会社のゆうパックを利用する場合に、留意事項通知別添の5(3)により選定等が必要な包装責任者を養成することを目的とする。

2 主催

京都府（健康福祉部健康対策課、薬務課）

3 日時

令和2年12月22日（火）午後2時から4時まで

3 方法

ウェブセミナー形式

4 対象者

病院、衛生検査所、保健所の職員等

（府外機関の職員の聴講も可能とするが、府内機関の参加を優先する）

5 内容

講義「病原体等の国内輸送について」（京都府保健環境研究所）

「ゆうパックにより検体を送付する際の留意事項」（京都府保健環境研究所）

6 受講証明書の交付

本講習会は、留意事項通知別添の5(3)エに規定する研修として実施する。

本講習会を受講した者のうち、誓約書（別添様式）を提出したのものに対し、京都府健康福祉部健康対策課長名による受講証明書を交付する。

別添様式

誓 約 書

京都府健康福祉部健康対策課長 様

私は、令和2年12月22日に開催された京都府主催のウェブセミナーによる病原体等の運搬技術講習会を全て聴講しました。

病原体又は病原体検査のための検体の運搬に当たっては、本講習会及び関係通知の内容を遵守して実施することを誓約します。

令和 年 月 日

所在地

名 称

所 属

氏 名